

生駒市条例第9号

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、成果実績額については、市長が定めるところにより年額で支給する。

別表中

農業委員会の委員	会長	日額 21,000	を
	副会長	日額 18,000	
	委員	日額 16,000	
	農地利用最適化推進委員	日額 16,000	

「

農業委員会の委員	会長	日額 21,000	に改める。
		成果実績額 農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果の実績に応じて国から交付される交付金（以下「交付金」という。）の範囲内で市長が定める額	
	副会長	日額 18,000	
		成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額	
委員	日額 16,000		
	成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額		
農地利用最適化推進委員	日額 16,000		
	成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額		

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。